

プロジェクト 税効果会計

項目 財務諸表利用者に対する意見聴取（アウトリーチ）の概要

本資料の目的

1. 本資料は、第 306 回企業会計基準委員会（2015 年 2 月 20 日開催）及び第 15 回税効果会計専門委員会（2015 年 2 月 17 日開催）の後に行われた財務諸表利用者に対する意見聴取（アウトリーチ）に関し、その概要を報告するものである。なお、開示（注記）に関する論点については、当該アウトリーチにおいて聞かれた意見を踏まえ、審議事項(7)-5 において検討している。

財務諸表利用者に対するアウトリーチの概要

2. 財務諸表利用者（約 10 名）に対し、3 月 3 日にアウトリーチを実施した。
3. アウトリーチにおいて、下記の意見が聞かれた。

繰延税金資産の計上内容の理解が困難であることについて

- (1) 繰延税金資産の取崩しが発生するか否かによって、当期純損失となるかどうかや債務超過となるかどうか左右されるケースが頻繁にある。財務諸表利用者にとって、当期純損益と純資産を予測するための情報が必要であるが、これらを推測するための材料が現状では十分に開示されていない。
- (2) 評価性引当額の内訳が把握できれば将来予測の手がかりになるが、現行の開示ではその内容が十分にわからない。
- (3) 繰延税金資産が多額に取り崩された場合には、その説明がなされることが多い。一方、計上されている繰延税金資産については、情報が不足している。計上されている繰延税金資産の数値情報が追加的に開示されることで、財務諸表利用者と財務諸表作成者の対話のきっかけになる。財務諸表利用者にとっても IR 担当者にとっても、税金関連情報は理解が容易ではないため、対話のきっかけとなる開示（注記）が望まれる。
- (4) 繰延税金資産の取崩しにより業績修正がなされた場合には、例えば子会社の業績が悪いことは IR 情報から分析できるが、将来どうなるかを予測するための情報が現状では十分でない。
- (5) 税金は企業にとって重要なコストであるため、財務諸表利用者が株価収益率（PER）や利益予測を行うために税金の予測が不可欠であるが、現行の開示からは予測が困難である。例えば、業績が悪化して繰延税金資産を取り崩した企業であっても、

その後、数年にわたり利益は生じるが税金は生じないことが見込まれるならば、その情報は重要である。

評価性引当額の内訳や、その期首期末の調整表の開示について

- (6) 評価性引当額の内訳（一時差異に係るもの（種類別）と繰越欠損金に係るもの）が把握できれば、将来予測の手がかりになる。例えば、繰延税金資産の計上額の上位5社について開示されれば、繰延税金資産の計上額を理解するために有用である。
- (7) 財務諸表利用者にとって将来の税負担率を予測するための情報ニーズがある。税負担率と法定実効税率との差異の最大要因が評価性引当額の変動であるケースが多い。その観点からは、評価性引当額の内訳の期首期末の調整表が有用である。主な変動理由の開示があればなおよい。分類の開示よりも、評価性引当額の内訳の期首期末の調整表の有用性が高いと考える。

税務上の欠損金の内訳の開示について

- (8) 税務上の欠損金については、どの会社で発生したかの情報が開示されると、将来予測のために有用である。したがって、税務上の欠損金の主な内訳（親会社なのか、どの子会社なのか）の開示が有用である。また、税務上の欠損金について繰延税金資産を計上している場合の計上根拠の開示も有用だと考える。
- (9) 税務上の欠損金の繰越期限の情報は、繰延税金資産が将来どのように変動するかを概括的に予測するために有用であるため、開示を要望する。

繰延税金資産の回収年数、回収見込時期の開示について

- (10) 繰延税金資産の計上額に相当する課税所得の年数の変化と理由を開示している例がある。当該説明により企業が直面している環境やその変化を分析できることから、有用性が高い。しかし、当該企業と同様の環境や変化に直面している同一業種に属する他の企業では開示がなく、開示水準にばらつきがあった。
- (11) 繰延税金資産が回収される時点に関する情報が重要であるため、計上した繰延税金資産を何年後から何年後の課税所得で回収すると見込んでいるのかについてのスケジューリング情報が開示されれば有用である。仮に連結の合算数値であっても、財務諸表利用者は繰延税金資産の安定性がどの程度あるかを分析することができる。
- (12) 純損益と純資産を予測するために、何年分の課税所得に相当する繰延税金資産を

計上しているかの情報、いつ利益が回復して繰延税金資産を回収すると見込んでいるかの情報、将来において分類がどう変動しそうかに関連する情報へのニーズがある。

企業の分類の開示について

- (13) 銀行は、決算短信とともに公表される決算説明資料において、主要な子会社について監査委員会報告第 66 号の例示区分等を開示している。繰延税金資産の計上額の重要性が高い企業は、銀行と同じような開示ができないか。また、個々の子会社名を開示しなくても、各分類に該当する子会社の繰延税金資産が全体に占める比率でも有用である。
- (14) 親会社の分類が開示されるだけでも有用である。個別財務諸表のみを開示している上場企業も相当数ある。連結財務諸表に占める親会社の重要性が高い企業は、上場企業の中で数多くある。
- (15) 分類については、従来は監査の指針で定められたものであったから開示されていなかったのかもしれないが、今後は会計基準で定められたものになるので、何らかの開示はすべきである。
- (16) 従来は、分類が変わることで、繰延税金資産の計上額に大きな変動が生じ、当期純利益にも大きな影響を与えることが多かったため、分類の開示の必要性が高かった。新たな適用指針では、分類が変わることによる変動が従来と比して緩やかになる可能性があり、そのことが分類の開示の必要性にも影響する面もある。

(分類 3) に該当する場合の 5 年を超える部分の開示について

- (17) 新たな適用指針では、(分類 3) の企業について、合理的な理由がある場合には 5 年を超える課税所得に基づく繰延税金資産を計上することとなる。5 年を超える繰延税金資産の計上額と根拠が有用である。財務諸表利用者としては、開示された根拠を検討した上で、5 年を超える部分の繰延税金資産を除外して財務分析を行うことも考えるからである。

税務上の欠損金に係る繰延税金資産の計上根拠に関する開示について

- (18) (分類 4) の要件に該当する企業が (分類 3) や (分類 2) として扱われる場合については、合理的な説明をして繰延税金資産を計上することから、当該取扱いによって計上された繰延税金資産の計上額と根拠 (分類 3 や 2 とした理由) の開示は有用である。当該部分の繰延税金資産を除外して財務分析を行うことも考え

るからである。

今後の進め方に関して開示と回収可能性の適用指針とは併せて検討すべきとの意見

- (19) 回収可能性に係る監査の指針を会計の指針に移管するにあたって、開示の検討を先送りにすることは不適當である。仮にそのための検討には時間がかかるとしても、必ず一緒に検討してもらいたい。
- (20) 新しい適用指針によって回収可能性に係る判断の幅が広がることを踏まえると開示と会計処理の適用指針とは併せて定めるべきである。適切な開示がないと、財務諸表利用者にとって分析が難しくなる。

その他

- (21) 開示について、詳細に定めることが難しいとしても、必要な要素を盛り込んだ設例を提示することにより、有用な情報が提供されることを期待できるのではないか。
- (22) 開示は、可能な限り定量的な情報が提供されることが望ましい。定量的でない情報は、決まり文句のような説明になりやすい。
- (23) 開示の議論にあたっては、IFRS や米国会計基準において要求されている開示を上限とするのではなく、必要な情報が何かという観点で検討いただきたい。

以 上